

医療放射線安全管理を推進しよう

— 再検査の記録と低減活動の実施 —

中澤 靖夫

公益社団法人日本診療放射線技師会 会長



2019（平成31）年3月11日、診療用放射線に係る安全管理体制ならびに診療用放射性同位元素および陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の取り扱いについて、「医療法施行規則の一部を改正する省令」（平成31年厚生労働省令第21号）が公布された。これを受け「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（医政発0312第7号）および「診療用放射線の安全利用のための指針策定に関するガイドラインについて」（医政地発1003第5号）が発出された。診療用放射線に係る安全管理体制に関する規定は2020（令和2）年4月1日に施行される。本会はこれらの通知を受け、2019（令和元）年度の事業として厚生労働省後援の下、医療放射線安全管理責任者養成講習会を実施している。

診療用放射線の安全利用のための指針策定に関するガイドラインに基づき、「診療用放射線の安全管理に関する基本的な考え方」「放射線診療に従事する者に対する診療用放射線の利用に係る安全管理のための研修に関する基本方針」「診療用放射線の安全利用を目的とした改善のための方策に関する基本方針」「放射線の過剰被ばくその他の放射線診療に関する有害事例等の事例発生時の対応に関する基本方針」「医療従事者と放射線診療を受ける者との間の情報の共有に関する基本方針」「その他留意事項について」を参考に、①医療法改正の経緯と概要②医療法施行規則および関連通知③診療用放射線の安全利用のための指針の作成④正当化とリスク、放射線障害への対応⑤被ばく線量の最適化とDRL⑥線量の記録⑦患者への説明⑧医療被ばく低減施設認定——について講義を行っている。

本会が進める医療放射線安全管理活動の基本組織は、医療放射線安全管理委員会を設置し、医療放射線安全管理責任者の下、放射線管理士、放射線機器管理士、放射線被ばく相談員を活用することである。放射線管理士は1999（平成11）年から認定を開始し、主に放射線の安全利用・管理計画、職業被ばくおよび医療被ばくの管理、被ばく者に対するカウンセリング、教育訓練、緊急被ばくへの対応を行っている。放射線機器管理士は1996（平成8）年から認定を開始し、主に放射線関連機器の性能維持・定期点検・保守管理を行っている。X線装置導入時には受入試験を行い、X線出力の評価や経年変化を定期的にチェックしておく必要がある。この業務は放射線の被ばく線量管理の基本資料となる。放射線被ばく相談員は2014（平成26）年から認定を開始し、主に医療被ばく相談・災害時被ばく相談・リスクコミュニケーション、放射線被ばくの測定法などを行っている。医療放射線安全管理責任者を中心に右手に放射線管理士、左手に放射線機器管理士を活用し、患者さんとの被ばく相談は放射線被ばく相談員が行う組織づくりを行ってほしい。

2020（令和2）年4月1日から診療用放射線の安全管理が義務化されるため、線量管理および線量記録の対象となる放射線診療機器等については十分な管理を行っていただきたい。さらに重要な業務がある。それは、再検査（再撮影）時における患者さんの同意した記録、再検査の原因記録、検像者の承認記録である。本会は、検像者の業務として①サーバー保管完了の有無②患者属性の確認③並べ替え④撮影方向の明記⑤画質のチェック⑥臨床目的と画像整合確認⑦再検査の必要性の判断——としている。撮影者は再検査（再撮影）の判断を検像者と相談し、その結果の記録を残すことが求められている。また医療放射線安全管理委員会は診療用放射線の安全管理業務として、医療機関における再検査率の把握と低減に努める（写損カンファレンスの実施）ことが求められている。